

麦・大豆保管施設整備事業に係るQ&A

令和3年12月 改訂版

本Q&Aは、本事業のねらいや考え方を示すとともに、実施要領、交付要綱等の各種規定を補足的に説明するものです。今後、事業執行状況を踏まえ、内容を修正する可能性がありますので、適宜、最新版を御確認ください。

No.	区分	問 い	答 え
1	事業目的	本事業の目的は何か。	本事業は、天候により豊凶変動の激しい国産麦・大豆を対象に、豊作時に保管し、不足時に供給するなど、実需への安定供給体制の強化を図るため、新たな保管施設等の整備を支援することを目的としています。
2	補助対象者	コンソーシアムにはどのような者が参加できるのか。	都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されていることとし、このうち、 <u>農業関係機関及び実需者の参加を必須</u> とします。（実施要領第2の1）
3	補助対象者	コンソーシアムを作る場合の注意点はなにか。	本事業の実施に当たっては、事業実施計画とともに安定供給計画を作成いただきます。安定供給計画の作成に当たっては、農業者や実需者との話し合いにより達成可能な計画を作成し、目標の設定をしていただく必要があります。
4	補助対象者	実需者とは誰か。	本事業における実需者は、麦・大豆を生産者、生産者団体、農業関係機関等から <u>購入</u> （販売委託契約は除く。） <u>している企業等</u> となります。
5	補助対象者	集荷業者は実需者に含まれるのか。	集荷業者が麦・大豆の販売の委託に係る業務のみを実施している場合には実需者には該当しませんが、 <u>麦・大豆を自ら購入している場合には実需者に該当</u> します。
6	補助対象者	全集連系の集荷業者（集荷組合、集荷企業）は、農業関係機関に該当するか。	該当します。
7	補助対象者	農業法人は、実施要領第2（1）に規定する農業関係機関となり得るのか。	農業法人は、実施要領第2の1のコンソーシアムの構成員のうち農業関係機関ではなく農業者に該当しますが、要領第2の2に規定する農業者の組織する団体に該当すれば、本事業においては、コンソーシアムの構成員となる農業関係機関として扱うことができます。

8	補助対象者	農業者の組織する団体とは誰か。	農業者の組織する団体は、以下の（１）～（４）の基準を満たすことが求められています（実施要領第２の２）。 （１）代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。 （２）事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。 （３）受益農業事業者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。 （４）前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。
9	補助対象者	集荷業者は、農業者の組織する団体には含まれないのか。	実施要領第２の２の要件を満たさない者は農業者の組織する団体には該当しません。
10	保管対象	本事業で整備する施設等に保管する麦・大豆は国産限定か。	国産に限定しています。
11	保管対象	本事業の対象作物は、麦、大豆いずれか一方だけでもよいか。	対象作物を麦・大豆のいずれか一方とすることも、麦・大豆どちらも対象にすることができます。
12	保管対象	契約限度数量を超えて追加契約が必要となった麦・大豆については当該事業で整備した施設等の保管の対象となるのか。	契約数量は天候等により変動する可能性があることから、いわゆる <u>アローワンス超え</u> の数量も当該施設の保管の対象になります。
13	対象地区	施設等が麦・大豆の収集範囲とする地区とは、どの程度の大きさで区切れればよいか。	本事業で整備した施設において保管する麦・大豆の産地を対象地区とします。例えば、市町村（農業地域累計一覧表の旧市区町村を含む。）の範囲で本事業の地区を設定することが可能です。
14	施設等整備	整備対象となる保管施設等とはどのようなものか。	保管施設等は、国産麦・大豆を保管するための施設のほか、その付帯施設、 <u>保管施設と一体的に整備する処理加工施設を対象</u> としています。
15	施設等整備	平置き倉庫やサイロ（いわゆる集出荷貯蔵施設の貯蔵施設部分に該当）は対象となるのか。	本事業の成果目標の達成に必要なものであれば平置き倉庫やサイロも整備の対象になります。

16	施設等整備	本事業の設備とは何か。	例えば、既設の建屋を利用して改修を行う場合に新たに整備する空調施設やパネルなどが該当します。
17	施設等整備	乾燥調製施設の整備は本事業の対象となるのか。	乾燥調製施設は、処理加工施設に含まれないため、本事業の対象にはなりません。
18	施設等整備	整備する施設内で使用する機器、備品（フォークリフト、パレット、コンテナ、可搬式コンベヤ、作業台等）は補助対象になるのか。	本事業以外の取組でも利用が可能な汎用性の高いものは対象外です。
19	施設等整備	施設等のリース導入は可能か。	リース導入は本事業の対象としていません。
20	施設等整備	整備する施設の㎡あたり単価等が高額となっても採択されるのか。	本事業では、整備対象となる施設等の上限事業費は設定していませんが、1件当たりの補助金の上限額は3億円と規定しています（実施要綱第4の5）。なお、 <u>単価等が高額になれば、採択基準③の保管効率でポイントが低くなる場合があります。</u>
21	施設等整備	既存の施設を全て撤去して、その敷地に新たに保管施設を整備する場合、既存施設の撤去費用は本事業の対象となるのか。	対象になりません。
22	施設等整備 (改修)	改修の対象範囲はどのようなものか。	<u>国産麦・大豆の保管可能量を増加させるために必要な改修が対象となります（実施要領別紙2）。</u> なお、本事業では、 <u>現在倉庫として使用していない施設、既存施設の修繕・更新については支援対象となりません。</u>
23	施設等整備 (改修)	常温倉庫から低温倉庫に改修する費用は本事業の対象となるのか。	本事業の目標を達成するため、保管する麦・大豆の品質保持や長期保管に不可欠であれば、常温倉庫への低温機能の付与のための改修の費用は本事業の支援対象になります。

24	施設等整備 (処理加工施設)	保管施設等に処理加工施設を追加した目的は何か。	保管施設の整備と一体的に行う処理加工施設の整備を支援することにより、 <u>生産者と実需者との結び付きの強化し、実需者が求める品質を麦・大豆生産に直接反映できる体制の構築を目的としています。</u>
25	施設等整備 (処理加工施設)	一体的に整備する処理加工施設とは何か。	製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等を指します(実施要領第5)。 特に、麦であれば製粉機、精麦機、ビール醸造機(麦芽製造含む)、大麦粉に係る加工施設等、大豆であれば脱脂や脱皮、粉体加工等の一次加工する施設を想定しています。
26	施設等整備 (処理加工施設)	処理加工施設の規模決定をどのように行うべきか。	当事業においては、保管施設等の整備により国産麦・大豆の安定供給体制を構築することを目的としていることから、処理加工施設については保管施設に付带的に整備するものとしています。このため、 <u>本事業で整備しようとする保管施設等での保管量に見合った処理加工施設の規模を設定いただくようお願いします。</u> ※ 規模決定の根拠となる資料を事業実施計画に添付いただくこととしております。
27	施設等整備 (処理加工施設)	処理加工施設の整備や設置箇所について制約はあるのか。	<u>既存の製造ライン増強のために製造施設の一部を整備することも可能ですが、この場合、整備した保管施設の保管能力と増強した製造ラインの処理能力の整合性をとってください。</u> また、整備した保管施設内よりも、隣接した製品製造施設に設置した方が効率的な場合は、 <u>必ずしも整備した保管施設内に設置しなくても構いません。</u> この場合も整備した保管施設の保管能力と処理加工施設の処理能力の整合性をとってください。
28	公募	どのように選定を行うのか。	応募書類について、要綱、要領等の諸要件を満たしていることを確認した上で、実施要領の採択基準に基づくポイント付けの内容を審査し、 <u>ポイント上位から順に予算の範囲内で選定</u> します。同ポイントとなる申請があった場合は、事業費の低い方を優先的に選定します。
29	採択基準 実施要領別紙1	採択基準にある項目は全て設定する必要があるか。	採択基準の区分にある項目のうち①～④については必須項目ですが、 <u>⑤については加算ポイント</u> であり、選択項目となります。

30	採択基準 実施要領別紙1	採択基準の区分①の基準となる収穫量はどのように設定するのか。	基準となる収穫量は、 <u>原則、直近7年間のうち最大値、最小値を除いた5年平均</u> とします。生産実績が7年間に満たない場合に限り、直近5年間のうち最大値、最小値を除いた3年平均等とすることを認めます。
31	事業実施計画 別記様式第1号 安定供給計画	事業実施計画の目標年度と安定供給計画の目標年度が異なるのはなぜか。	事業実施計画の目標年度は事業実施年度の翌々年度としていますが、 <u>安定供給計画</u> については、本事業で整備する保管施設等が十分な安定供給機能を有するようになるまでに一定の期間を要すると考えられることから、 <u>事業実施年度を含む5年目を目標年度</u> として設定しています。
32	事業実施計画 別記様式第1号	事業実施計画様式の6. 計画の採択基準において、採択基準1の「当該施設に出荷する農業者が収穫する対象作物の量」に記載すべき数字は何か。	様式の「1対象作物・事業実施年度・目標年度」で記載した品目について、保管する品種だけでなく、 <u>当該施設に出荷する農業者が収穫する対象作物の取扱数量</u> を記載してください。
33	事業実施計画 別記様式第1号	事業実施計画様式の6. 計画の採択基準の⑥「補助事業者の対象作物の取扱数量」は何を指すのか。	<u>補助事業者の対象作物の取扱数量は、補助事業者が当該事業で整備した保管施設以外で保管している対象作物の数量も含めた保管数量</u> を指します。
34	事業実施計画 安定供給計画	事業実施計画様式別表（安定供給計画）の4. 年度別の安定供給（放出）計画について、実績の欄への記載も必要か。	事業実施計画書の作成時には「計画」の欄のみ記載してください。「実績」の欄については、事業実施状況報告及び評価報告書の作成時に記載ください。
35	工事の請負	指名競争入札により工事の請負事業者の選定を行ってよいか。	工事の請負事業者は、原則として、一般競争入札により選定するものとします。